

2018年11月14日

会 員 各 位

公 益 事 業 学 会  
学 会 賞 審 査 委 員 会

## 公益事業学会賞・奨励賞候補著作の推薦について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当学会では公益事業研究の奨励に資するため公益事業学会賞を設け、優秀な著書・論文を審査選定し、これに賞を授与しております。賞は、著者の年齢を問わず優秀なる著書・論文に授与する「学会賞」と、若手会員の研究奨励を目的とする「奨励賞」からなります。

つきましては、2018暦年中に（賞を授与する大会の年の前年1月1日よりその年の12月末日までの間に）活字として刊行された会員の著作で賞に該当する著書・論文がございましたら、別紙推薦書にご記入のうえ、2019年1月10日（木）午後5時（必着）までに事務局あてお送りくださるようお願い申し上げます。なお、自薦の場合は、著作1部を学会事務局までお送りください。

敬 具

## 公益事業学会賞規定

[ I ] (目的) 本学会は、公益事業研究の奨励に資するため公益事業学会賞を設け、優秀なる著書・論文を審査選定し、各年度の大会でこれに賞を授与してその業績を顕彰する。賞は、学会賞と奨励賞とする。

- (1) 学会賞の対象は著書とする。
- (2) 奨励賞は45歳以下の会員のものとする。
- (3) 奨励賞の内、論文を対象とした場合には奨励賞（論文）と称する。

[ II ] (賞金) 賞金は1点につき5万円とする。

[ III ] (著書・論文の推薦) 会員は、賞を授与する大会の年の前年1月1日よりその年の12月末日までの間に活字として刊行された著書・論文（ただし対象は学会誌『公益事業研究』に掲載されたものに限定する）を、賞を授与する年の1月10日までに推薦することができる。

[ IV ] (1) (審査選定) 前条にもとづいて推薦された著書・論文のほか審査委員会が必要と認めたものを加えて審査選定する。

(2) (審査委員会) 審査委員会は、原則として10名とする。理事会によって決定される。

(3) (審査委員長) 審査委員長は審査員の互選による。

(4) (審査委員会の任期) 審査委員の任期は2年とし、連続して3期委員となることはできない。

(5) (審査委員の審議不参加) 審査委員の業績が候補作として残った場合、当該審査委員は最終審議に参加しない。

[ V ] (発表) 会員総会において審査委員長は、審査経過を報告し、会長は対象作に賞を授与する。また機関誌『公益事業研究』において公表する。

[付則] 本規定は、昭和63年5月20日より実施する。

[改正] 平成6年6月3日

平成8年2月2日

平成9年1月28日

平成16年6月5日

平成17年6月11日

平成19年6月9日

公益事業学会賞・奨励賞推薦書

推薦著書・論文名			
著作者	氏名		
	生年月日	年	月 日
(論文・著書いずれか記入)	論文	掲載号	「公益事業研究」 第 卷 第 号
	著書	出版社	
		発行年	
該当賞		学 会 賞                      奨 励 賞 (どちらかに○をつけてください)	
(推薦理由)			
推薦者	氏名		
	所属機関		
	電話番号		
	メールアドレス		